

(別紙 1)

## 平成 3 1 年度手ぶら観光情報の発信業務委託業者選定募集要項

### 1 事業名

平成 3 1 年度手ぶら観光情報の発信業務

### 2 委託業務の事業内容

詳細仕様書のとおり

### 3 委託金額の上限

8, 5 0 0, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

### 4 委託期間

委託の日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

### 5 参加事業者の資格

次の (1) 又は (2) のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者 (以下「代表者等」という。) が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第 9 6 条の 6 又は第 1 9 8 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。

(2) 前号に該当せず、かつ、次のアからキに掲げる条件を満たす者。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

この事業は  
「宿泊税」を  
活用した事業です

- ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 国税及び地方税の未納がないこと。
- オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- カ 5（1）イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

## 6 参加事業者の提出物

参加事業者は（1）から（3）又は（4）を提出（紙媒体）することとする。

### （1）参加申込書・・・1部

様式（別紙2）に記入すること。

### （2）企画書・・・6部

企画内容及び制作実績等について簡潔に記載すること。様式・ページ数は任意。但し、1事業者につき1案のみ提出とし、次のアからキの記載は必須とする。

- ア 既存動画の活用手法及び再生回数目標を達成するための具体的施策並びにその期待される効果
- イ 既存パンフレットの活用手法及びその期待される効果
- ウ 既存HPの管理・運営・活用手法
- エ 既存ツール以外を使用した、周知に係る提案及びその期待される効果
- オ 各ツールを連携させた効果的な周知方法の提案及びその期待される効果
- カ 制作・管理運営体制
- キ 全体スケジュール（仕様書に定める履行期間を想定し作成すること）

### （3）見積書・・・1部

企画の履行において生じる全ての作業経費を記載するものとする。様式は任意。但し、消費税込みの見積総額を記載すること。

### （4）参加資格条件に係るもの・・・各1部（3（2）に該当する場合）

- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（コピー不可）
- ・印鑑証明書（コピー不可）
- ・納税証明書（国税及び地方税）（コピー不可）
- ・誓約書（別紙4）
- ・使用印鑑届（別紙5）

いずれも申請日前3箇月以内に発行のもの。

## 7 プロポーザルに係る質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又はFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。なお、FAXの場合は必

ず電話での着信確認を行うこと

(1) 提出先

下記8の担当課まで

(2) 提出期間

令和元年5月8日(水)から令和元年5月13日(月)までの午前9時から午後5時までとする。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和元年5月16日(木)までに観光MICE推進室のホームページに公開することによって行う。

## 8 提出物の締切等

(1) 締切

令和元年5月22日(水)午後5時 必着

(2) 提出・問合せ先

京都市産業観光局観光MICE推進室(担当:細谷)

〒604-8005

京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427番地京都朝日会館3階

TEL: 075-746-2255

FAX: 075-213-2021

メール: [koqbd912@city.kyoto.lg.jp](mailto:koqbd912@city.kyoto.lg.jp)

## 9 審査方法

(1) 審査体制

観光MICE推進室長、交通局営業推進室営業推進課長、京都市観光協会担当部長、観光MICE推進室受入環境整備係長、観光おもてなし課長の計5名の審査委員により審査を行う。

(2) 審査期間

令和元年5月22日(水)～5月28日(火)頃(期間を延長する場合あり)  
また、期間中、必要に応じて受託希望者に対しヒアリングを行う。

(3) 審査・採点方法、採点基準

審査委員5名が以下の採点基準に基づき個別に採点したうえで、審査委員で協議した結果を各事業者の得点とする。

ア 企画書(計100点満点)

・発信力と情報拡散の戦略性

・「クオリティ」「インパクト」「戦略性のあるスケジュール」「各媒体の

連携」「メッセージ性」「分かりやすさ」等

イ 管理運営体制（計20点満点）

「これまでの実績」「適切なスケジュール管理ができる体制」「柔軟に制作できる体制」等

※審査委員5名が個別に採点したうえで、審査委員で協議した結果を各事業者の得点とする。

ウ 見積価格（参加事業者数の2倍が満点）

参加事業者数の2倍を満点として最も評価の高い事業者に、以下満点から1点ずつ減じた点数を2番目以降の事業者に順に与える。なお、同点の場合は、市内中小企業に該当する者を上位とする。

(4) 委託事業者の決定

(3) ア～ウの採点を合計して各事業者の得点とし、得点の高い順に事業者の順位を決定する。最も順位が高く、かつ(3)アの採点が50点以上である事業者を、委託事業者として選定する。

\*提案企業が1社の場合は、提案内容によって該当企業の選定を行い決定する。

(5) 審査結果の通知、審査内容の開示

審査結果は、参加した各事業者に通知する。また、審査内容は次のアからエのみ開示する。

ア 参加事業者数

イ 当該事業者の順位及び合計得点

ウ 選定事業者の事業者名、合計得点

エ その他の参加事業者名

## 10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は次のアからカに留意し参加すること。

ア 確実に制作可能な内容を提案すること。

イ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提案時提出物は、提出者に返却しない。

エ 提案時提出物について、本市は提出者に無断で使用しない。

オ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。

カ その他、募集要項及び仕様書の内容に疑義がある場合は、京都市観光MICE推進室担当者に問い合わせること。

(2) 審査結果の公表

選定後は選定業者名及び評価合計点等をホームページで公表する。

#### 1.1 スケジュール（再掲）

- (1) 質疑 : 5月 8日 (水) ~ 13日 (月)
- (2) 質疑回答 : 5月 13日 (月) ~ 16日 (木)
- (3) 提案締切 : 5月 22日 (水)
- (4) 審査期間 : 5月 22日 (水) ~ 28日 (火) 頃